第27回遠野市農業委員会総会 議事録

日時 平成22年8月25日(水) 場所 遠野市役所3号館3階大会議室

会議出席委員

1 小森 清市	2 濱田平八郎	3 小沼 秀昭	4 浅倉 利一	5 佐々木収一
工 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		0 11 10 70 10	1 12/11 /11	, , , ,
	7 藤原千代子		9 佐々木征夫	10 及川 傳弘
11 江川 幸男	12 菊池 正明	13 綱木 秀治	14 八重樫正昇	15 古屋敷徳夫
16 奥寺 晴夫	17 菊池 孝	18 菊池 昇	19 菊池 政實	20 君崎 敬孝
21 松田 欣一	22 昆野 征策	23 昆 明美	24 佐々木義弘	25 山崎登久昭
26 新田 佐悦	27 似田貝順一		29 森川 亦	30 白岩 孝
31 菊池 信子		33 北湯口 進		

会議欠席委員

欠席届出 8番 菊池信夫、28番 菊池正明、32番 佐々木康吉

欠席者 なし 遅刻者早退者 なし

事務局長、農地係長、藤原主任

関係機関 なし

会議日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長就任
- 4 農業委員会憲章朗唱
- 5 事務事業経過報告
- 6 会議の成立
- 7 報 告

報告第1号 農地制度実施円滑化事業費補助金の交付申請について 報告第2号 菊池徳明次長の職場復帰について

8 議事

議事録署名人及び書記の指名

議案第4号 遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要領の制定について

議案第5号 新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備等のお願いについて

議案第6号 第55回岩手県農業委員大会の要請議案について

9 その他

家族経営協定締結の推進に係るお願いについて

10 閉 会

(午前10時30分)

【開会】

事務局長

それでは時間となりました。ただ今から第 27 回遠野市農業委員会総会を開会いたします。議長就任まで進行を務めさせて頂きます。

最初に北湯口会長からご挨拶を頂きます。

会 長

みなさんどうも、大変お暑い中、そして忙しい中、第 27 回遠野市農業委員会総会へご出席を頂きまして大変ありがとうございました。このとおり毎日暑い日々、残暑というか猛暑が続いておりまして、びっくりしている状況なわけですけど、稲に関しましては春先ちょっと心配をしてまいりましたけど、頭も垂れてまいりまして、順調に推移しているという事で、まずはこのまま行けば大豊作なのかなという事で安堵しているところでございます。野菜その他に関してはちょっと、暑さで定植後、ちょっとうまいこといってないというような情報も沢山入っておりまして、そういった意味に関しては非常に、同じ農業者として大変深刻な問題だなと思っております。

農業全般で言いますと、まあ畜産に関しては先月、今月あたりはちょっとまた価格が落ち着きましてですね、飛び飛びではありますが徐々にある程度は価格が近づいてきてるなと私自身実感しておりまして、そういった感覚的じゃなくて、継続して生産者があうような、そういう形に一日も早くなってもらいたいなと願っております。ホップの収穫も始まっておりまして、ホップも今のところ台風もなく大変順調に、良い状況のように聞いております。まずはその辺に関しては安心しているというような状況です。

今日は27回総会という事で、議題が上がっておりまして、まずは9月から即始まる確認事項ですね、利用状況調査というのが始まってきます。9月2日から、地域によっては違うという事になっておりました。

それに向けての、今年度は出発式も現在考えております。やはり農業委員会、農業委員として、ある程度パフォーマンスではありませんけど、こういうかたちで進んでるんだという意味でおいても大変大切なことだなと考えているところでございます。

さらに 11 月の農業委員大会に向けての上閉伊地区の要望等も、この間、出し合って、それも了ということでございました。今日は農業委員大会にあげる要請議案についても皆さんにご審議いただくこととなります。

いずれ少しでも我が遠野、我々農家が、今以上に良い状況になると願って、更なるご協力とご指導を頂ければというように思っております。よろしくお願いいたします。簡単に述べましたがあいさつといたします。よろしくお願いします。

【議長就任】

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、議長就任になりますが、遠野市農業委員会会議規則第9条の規定により会長がその任に当たることとなっておりますので、議長は会長にお願いいたします。

【農業委員会憲章朗唱】

議 長 会議の進行を務めさせていただきます。

始めに農業委員会憲章の朗唱を行います。前段を 31 番、菊池信子君にお願いします。後段を全員でご唱和願います。

31 番 委 員 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)

【事務事業経過報告】

議 長 事務事業報告を行います。事務局長をして事務事業報告を行います。

事務局長 (「遠野市農業委員会事務事業経過報告書」朗読により記載省略)

【会議の成立】

議 長 本日の出席委員数について事務局から報告させます。

事務局長 出席委員について報告いたします。

委員総数32名中、本日の出席委員29名、欠席委員は3名であります。

欠席届者は、8番、菊池信夫委員、親類の葬儀の為であります。28番、菊池正明委員、別の会議と重なっての欠席届であります。32番 佐々木康吉委員、康吉委員も別の会議と重なっての欠席であります。

以上です。

議 長 ただ今事務局から報告がありましたとおり、出席者が半数を超えております。 遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により会議は成立しております。

【報告】

議 長 次に、報告事項を事務局より説明させます。

事務局長 それでは報告を致します。

報告第 1 号でありますが、農地制度実施円滑化事業補助金の交付申請についてでありますが、既に委員の皆様はご承認の事と思います。昨年 12 月 15 日の農地法の改正によりまして、いろいろな事業が農業委員会の事務として増えてきております。それに伴って、国では予算措置をしてございます。一つは農地制度円滑化実施事業。

この事業はこれから行おうとする利用状況調査等の、報酬、賃金の該当になるという事でありますが、賃金については精査致しますと、通常業務とすみ分けが難しいという事から、基本的にこの事業に申請は無かった訳でありますけれども、この利用状況調査をするにあたって色々な事務が増えて参ります。一つは、目視して遊休農地だという所は写真を撮って地図上に残しておくというような事務も出てきますし、それを台帳に入力していかなければならないという業務が出てきましてこれに伴う臨時職員を雇い入れる必要があるということから、この臨時職員の賃金と併せまして電子システムのヴァージョンアップをしなければ対応できないという事になっております。これを十分の十。100%の助成という事業でありますので、こ

れを申請したいと考えています。農地の利用状況の調査をして、Aさんがこういう ふうな状況、荒れてますと。何時調査をして、何時指導して、何時解消しましたと いうようなものまで入力していく訳ですが、それが出来る機械に更新しようとする ものでこれの額であります。

国では 52 億 5,900 万円予算措置をしておりまして、遠野市としては 430 万強をお願いをしたという事で今協議中であります。

続いて、報告2番でよろしいですか。

議長

はい

事務局長

報告第2号でありますが、菊池徳明次長が、5月25日から3ヶ月間、診断書を添えて病休ということになっておりました。その期限がきまして、今日から職場の復帰をするという事であります。本日は病院に行く都合がありまして年次休暇でありますが、明日からは職場復帰をするという事になっております。

以上です。

【議事録署名人及び会議書記指名】

議長

これより本日の日程に入ります。

日程第1、議事録署名人及び書記の指名に移ります。

お諮りします。議事録署名人及び書記の指名につきましては、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により当職から指名する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議事録署名人に議席番号29番森川亦君。同じく30番白岩孝君。

書記には事務局藤原美佐子君を指名いたします。

【議事】

議 長

これより議事に入ります。

日程第2号 議案第4号、遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要領の制定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

農地係長

議案第4号、遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要領についてを説明いたし ます。

(以下「議案第4号 遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要領について」朗 読により記載省略)

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見のある方は発言願います。発言の際は、始めに議席番号とお名前をお願いします。

どなかたありませんか。

ここで休憩します。

(10 時 58 分 暫時休憩)

(11時15分 再開)

議長

それでは再開します。

お諮りします。

議案第4号、遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要綱の制定については、議 案のとおり決定する事にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって議案第4号、遠野市農業委員会農地利用状況調査実施要領の制定については、議案のとおりとする事に決定します。

続いて日程第3、議案第5号、新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備等のお願いについてを上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備等のお願いについてを 説明いたします。

この案件につきましては、先程ご審議頂きましたとおり、農地の利用状況調査等に関わる事務、そして農地法3条の現地確認、転用の現地確認、かなりの業務が増えてきまして、その為に昨年度も事前に農業委員会の体制整備をお願いしてくださいという事が全国農業会議所から岩手県農業会議を通じて指導があり、要請した経緯がございます。

本年度もですね、実施されている業務が確実に増えているという事から、その業務を遂行する為に、こういうのを利用して要請してくださいという事が農業会議から通知がきてございます。それに基づいて提案するものでございます。

朗読をもって説明と代えさせて頂きます。

(以下「議案第5号、新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備等のお願い について」朗読により記載省略)

以上、ご審議のうえ決定を頂きたいと思います。

議 長

説明が終わりました。

これより審議に入ります。

質問、意見がある方はご発言をお願いします。

25 番委員

山崎です。

お願いなんですけど、これはいつ付けでお願いして、いつ頃から人員の配置をするというお願いなんでしょうか。これを見ると抽象的でわからないんですが。平成23年度からなのか。

事務局長

人事の時期がございまして、早くて今年度の10月。そして来年の4月ということになろうと思います。ここで決定いただければ市長、市議会議長との日程調整のうえ、会長もしくは運営委員全員でのお願い行動になろうかと考えています。

議長

他にはございませんか。

それでは発言がないようなので質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第5号、新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備のお願いについては 原案のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって議案第5号、新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備のお願いについては、原案のとおりとする事と決定します。

なお、ただ今ご決定頂いた要請書の取り扱いについては、運営委員会に一任願う ということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって市長、市議会議長の日程を調整のうえ、運営委員会で要請することといたします。

続いて日程第 4、議案第 6 号、第 55 回岩手県農業委員大会の要請議案について を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第55回岩手県農業委員大会の要請議案についてを説明いたします。

この議案につきましては、例年、上閉伊地方農業委員会連絡会というのがございます。上閉伊地方といいますのは遠野市、釜石市、大槌町で構成している、連絡会であります。この連絡会で決定されたものが岩手県農業会議へ、議案として届けることになります。県内全体を調整して議案書として農業委員大会にかかるものであります。

8月31日が上閉伊地方農業委員会連絡会議、釜石市での開催予定。11月11日、 木曜日でありますが第55回農業委員大会。都南文化会館キャラホールで10時半から3時までの予定で開催されます。

それでは朗読をもって遠野市としての議案を説明させて頂きます。

(以下「議案第6号、第55回岩手県農業委員大会の要請議案について」朗読により記載省略)

以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見のある方はご発言願います。

30番委員

はい。

議長

はいどうぞ。

30番委員

白岩です。二つばかり質問。

一つはね、鳥獣対策のところの「自治会及び消防団へわな、銃の常備制度」と書いてありますけれども、銃を保管しておけという事だと思うんだけども。これ本当に出来るのかなと。

もう一つは3番目の「生乳輸送指定団体」って書いてあるけども、こういう団体があるのかね。それからクーラースティション、「適正配置を含め」と書いてあるけども、今適正配置じゃないのかどうか。矛盾があるんだと。これ説明して頂けないか。

事務局長

これはですね、「自治会及び消防団」というのは、遠野市としてこうあったら如何かという事の提案でありまして、保管というのについては、銃を保管をするにはいろいろな規定がございます。それをクリアしていかなければならないというのが当然出てまいります。これらをクリアするような制度を検討頂けないかということの要請。これについてはいろいろ議論頂きたいと思います。事務局として「農業新聞」「家の光」等を読むとですね、消防団、もしくは警察OBで考えたらどうか、という記事がありました。これを参考にこういうふうに作らせて頂きました。これについては、議論いただきたいと思います。

現時点では可能、不可能の判断は出来ません。いろんな条件をクリアしていかなければならない部分もあろうかと思います。それと「生乳輸送指定団体」。これは名前を、「農協」「岩中酪」を出すといろいろ支障があるかなという事で団体という名称にさせて頂きました。

それからSC。「クーラーステーション」。確か岩手県に7箇所程あるかというように思ってましたが、これを指定団体を一つにまとめて、輸送する業者を統合もしくは一社というようにすれば、7つが5つでも、4つでも可能かという事から、最適化したシステムを検討、そして確立をして頂きたいというつもりで書かせて頂いたのであります。

30番委員

もう一回。

議長

はい、どうぞ。

30 番委員

それだばね、まず3番の生乳輸送指定団体という、生乳輸送の集約化という事で、 「指定団体の」というやつは外した方が良いんでないかな、文言として。

それから「クーラーステーションの適正配置」と書いてる訳だけども、結局クーラーステーションを、今のを減らすという事は、どっかにまた新しく造る事になる訳だよね。そこまで踏み込むのか。

小委員会でいろいろ議論したのは、輸送コストをどう下げるかという事で、重複してトラックが走っているから、重複しないようにしてくれよ、という範囲だったんだよな。このクーラーステーションを統廃合という事になると、経済連の財産な訳だよな。そこまで農業委員会として言えるのかどうかとなると、かなり難しいような気がするが、そのへんひとつ検討して貰いたいと思うし、さっきの鳥獣の関係で言えば、銃の常備となるとお巡りさんの方の関係も出てくると思うけれども、同時に消防団あたりまではいいとして、自治会という事になるとさ、早いところ、1年か2年で自治会の役員、交代していくわけだから、危なくてしょうがないんじゃ

ないか。ここまで踏み込むのは、如何と思うが。 以上です。

事務局長

ただ今ご指摘ありましたことについて、小委員会でもご審議いただきましたが、 指定団体。確かにご指摘いただいたとおり、外した方が受け取る側もあまり抵抗な くなるのかなというように思いまして、ここは会長の方から提案していただきまし て、皆さんに諮って頂きたいと存じます。

もう一つ、クーラーステーションの部分ですが、実はこれは全国的にですね、畜産振興対策小委員会の委員会等で出たとおり、どうしても酪農の分野、これを解決していかないとコストは下がっていかないと。いろいろホームページ上をみますと、全国的にやっぱりこういう事が課題になっていました。特にも北海道においてはクーラーステーションの合理化、いわゆる統合、統廃合。ここまで突っ込んだ要望をしておりました。その事からして、7つのクーラーステーションが、岩手県として本当にいいのか、という事がありましたので、入れさせて頂きましたが、これについても経済連までいくのだからというご意見であれば、この審議の中で外して頂く事もよろしいかと思います。

それから「自治会」でありますが、自治会というのは事務局の発想でありまして、確かに替わります。そこも考えました。毎年替わっていく事から管理に非常に危険性も含むという事も考えましたが、自治会ですから、小さな、いわゆる地方自治体、市、町、村の縮小版というように考えると、自治会長は一つの首長、市長であり町長であり村長、という事から考えればですね、市町村に捕獲許可権利を委譲になったとなれば、自治会で即行動ができるかなというように考えて自治会というのを入れさせて頂いた所であります。かなり、相当前向きな発想でございますから、この部分についても議論頂ければと思います。

29 番委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

29 番委員

狩猟免許取得費用の全額助成となっていますけれども、これは免許を取る時だけの助成ですよね。免許を取れば更新って毎年毎年 10 万円近くかかるんですよ。10 万円までいかないかな。その費用は個人負担させるつもりなんですか。これでいけばね。そこは考えてないのかなと。

これだとね、今話したんですけどね、自治会長どこの人達も高齢者がなっている 方が多いかと思うんです。このような眼鏡をかけて銃の話じゃないんですよ。もう。 で、若い人がいるだろうといえばそれは別の話で、この毎年の、更新の費用、これ は個人負担になるんだよという意味合いに取るのか、それと思うが、今後検討する 何かあるよという意味合いにするならば、項目上か、なにか載せないと誰も引き受 け手がないんじゃないかな。こう懸念されるんで、お聞きしたいです。

議長

はい、事務局の答弁。

事務局長

狩猟免許の取得費用につきましては、半額助成を市でやっています。予算化して

います。これを拡大をして、増額をして全額というように県へ、市町村でなくて県の考えで、県と市町村で応分して全額になってくれればいいなという意味合いもありますが、かなりの、強い要望、要求になろうかと思います。

ただ更新、確かに言われたとおりですね、更新費用については今、市の方では三分の一助成していますが、これも全額助成としては如何かということです。この件についても更新費用を含めるのであれば議論の上、出来るだけやってみようと思います。

議長

はい、それではですね、今。

24 番委員

良いですか、すいません。

議長

はい、どうぞ。

24 番委員

狩猟免許の取得費用の他に銃の取得。銃を持って狩猟するには銃の取得の費用と 狩猟免許と、二本立てで経費がかかるわけなんだけど、こっちの銃の関係の方は。

議 長

それではですね、今様々な意見が出ていますので、ここでちょっと精査をしたいと思います。その前にですね、自治会及び消防団への罠あるいは銃の常備制度の検討というのは、確かにそういうふうになれば理想的な事なんですが、非常にこれは難しいと思います。私も十数年鉄砲を持った事があるんですが、鉄砲っていうのは鉄砲ひとつにひとつの免許。五丁あれば五つの免許がなくちゃならないわけです。そしてそれが常に自分の下にあって、きちんとしたロッカーでそれを管理しなくちゃならない、というような事になってる訳で。まあ鉄砲を持ってる方全て分かってる、十丁あれば十の免許がなくちゃならない、一個一個に免許がつくわけですから。非常に厳しいものなんですね。

ですからこの自治会の役員で、例えば、私も地域の中でこうやって駆除にあたりたいという事で手を挙げて頂ければそれで結構でございます。当然ね。私は区長をやりながら、おら家の茶の間さロッカーもあって鉄砲も二丁あるし、二丁許可証があるんだとこれやれば結構な訳ですよ。ただこの中にはそういう意味はないと思うんですが、例えば、ややもすると公民館かどこかに置いて誰か行って撃てば良いんじゃないかという話じゃない訳ですよね。ただ、私この中で一番良いのは、この消防団へお願いをして、銃を持ってくれませんかというお願いは出来ると思いますね。だからその辺は皆さんとあれしながら。

まずここで一つ決めたいのはその、今の自治会及び消防団へ罠、銃の整備の検討、 という部分の語句をどのようにしたら良いかという事を、皆さんにここ、もう一度 ここを読んでいただいてですね、ここにぴったりした文言をあてはめて頂きたいな と。今言ったような事もちょこっとこう、参考にしながら入れてもらえれば良いな というふうに考えておりました。

20 番委員

いや、そこまで検討するかしないかは別にして、要はあの、現状が熊なんか特に 県から委譲されなくて困っているという現状の許可の、鳥獣害対策な訳ですから、 文言がどうのこうのというのは論外だと思うんですよ。やはり奇抜な形の提案をし ないと、なかなか、その県にしても、対応にしても遅れると思いますから、この自 治会がどうのこうのという事じゃなくですね。こういう奇抜な形の提案をしていか ないと、本当の形の対策に捉えて貰えないと思いますから、私は申し訳ないけれど これで良いと思います。

後は解釈のしようでしょうから、このぐらい対策を練って待ってるんですよという、こういう本当に奇抜な考え方の提案を、私は本来の要望だと思うんです。このとおりでよろしいです。私はですよ。

議長

はい、というご意見もございます。

つまり、こういった要請、要望をして、後はその中身については当局なり話し合いで、いろんな形にもなっていくんだという意味のものだと思いますが、いずれそれもそうだと、そう感じます。

皆さんからはあとは。

20 番委員

これは私の意見ですから。

議 長

いやいや、それはそれで。

確かにその、これまでに無かったようなですね、例えば冗談じゃないですが自衛隊に要請して撃って貰いましょうとか、このぐらいまで行かなきゃダメだと思うんですよね。それは自衛隊の立場としては出来る事じゃないかもしれないですが、それぐらいの強い意見を、考えをぶち当てていかなくちゃなんないという部分も、これは確かにそのとおりだと思います。

今、君崎委員の方からそのような意見も出ました。あとは皆さんの方から。ございませんか。

12 番委員

はい

議長

はい、どうぞ。

12 番委員

文言の所で「自治会役員」ってなってるじゃないですか。鳥獣害の所で、消防団 の所で。「地区自治会役員」ってなってる所なんですけども。2番の。

議 長

何行目だ。

12 番委員

4 行目。

例えば自治会でやってもらうには、それこそ必要ない自治会もある訳ですよ。必要な所は必要に応じて、必要な、出来る方に委託とかして貰うのがベストじゃないかなと、俺は思うんです。

だからこの「役員」と入れると、本当は三役しか持たれないのかってなるから、 それはケースバイケースでその自治会で判断、やりやすいような形をとって貰えば 良いので、この「役員」って所が要らないんじゃないかなと、俺は思います。

議長

長はい、というようなご意見でございます。

11 番委員

長

会長、いいですか。

議

はい、どうぞ。

11 番委員

江川です。

関連なんですが、自治会役員とか消防団員などとなっていますけれども、実際の現行法ですと、銃の管理も、免許の取得も、全部個人。私だったら私が全部銃を管理しないと出来ない訳ですよね。だから消防団で銃を管理するとか、自治会で銃を管理するというのは到底、現実的に考えて、安全面から考えても。まあ、むしろ使用許可は出ないと思いますので。まあその自治会なら自治会の、役員と限定しないで、そうすればあれなんですが、その中にあの、そういう、役割の部分をつくって、そこに合わせるというか、あてるというか、そういう考え方であれば良いと思いますけれども。いずれ銃の管理なんていうのは個人にしか許可が下りないと思います。

議 長

まったくその通りであります。

で、私がさっき言ったとおり、極めて、こういう公共的な立場にいる人に銃を持って頂いて、ただあくまでも個人で管理してもらって、例えばなんかあった時に、消防団お願いします。おめさん、鉄砲持ってる人お願いします、というような形の意味合いという事です。

11 番委員

そうであれば理解できます。

議 長

さっきも言ったように公民館に鉄砲を置いてという話ではないです。 はいどうぞ、事務局。

事務局長

あのそういう意図ではなくですね。地区自治会役員、無限大に広げていくとですね、銃を持たせるのが怖い、危険性もある、という事から役員であればそういう責任感からして、という考え方。消防団はやっぱりひとつの公務員という捉え方。そういう事からして、こう書かせて頂きましたが、まだ、今仰られたとおり他の部分、これでいきますと、奇抜には、今の現行法でいけばそうなんですが、法律、現行法を改正して頂かないと次に進まないという実態もあるという事からですね、こういうような奇抜なといいますか、確かに、ここの提案で誤りがあったと思います。「全額助成と併せ、自治会及び消防団へわな、銃」とありますが、「併せ、わな、銃の常備制度の検討などに」この部分で、上から5行目、「自治会及び消防団へ」を削除をさせて頂く事で、通じませんか。

議 長

「自治会及び消防団へ、わなの」この部分を無くすという事ですか。

事務局長

「わな」はそのままで。

議長

「自治会、消防団」を無くすと。

さて今事務局の方から、そういう提案がありました。そうすると、先程君崎委員 の推した事とまた別になってくる訳ですが。

26 番委員

長

まず要望だからいいんでないですか。

議

はい、ちょっと。

それではですね、その自治会及び消防団となると、いろいろな部分で難しい部分があるという事で、その部分の文言を削除したいという事務局の案でしたが、それについて何か。

26 番委員

なに要望だからいいですか。なんぼだ、26番。

議長

それではですね、今事務局が提案した、この部分の文言は削除。

そしてその、そこから続く「銃の常備制度の検討」という事に関しては、そのままでいく、というので良いですな。

はい、それでは「自治会及び消防団へ」の部分が削除、あとはそのまま、という 事です。それでよろしいですか。

はい。

17 番委員

これも文言の方でございますが、さっきあの、鉄砲買ってけだって話しがあったんですが。

議 長

ちょっと聞こえません。

17 番委員

鉄砲を買ってけた方がいいんでないかと喋ったんですが。文言で言うんであれば、「狩猟免許及び銃取得費用」とすれば、二つ入るんじゃないかなと。

26 番委員

26番だ。すいません。

今喋った方向で進行させてけで。いろいろ意見あるんだ、みんな。まとめてけで。

事務局長

ただ今いろいろご指摘がありました。

そうしますと上から5番目、「地区消防団員等へ狩猟免許取得費用」というようにありますが、「狩猟免許及び更新、銃の取得費用の全額助成と併せ」と追加をさせていただきたいと思います。

それともう一点。先程3番の「生乳輸送の指定団体」。これは指定団体というのはあまり好ましくないんだよというご意見がありました。読んでみますと、その意見が正しいかと思われまして、「生乳輸送の集約化」と併せて上から3行目、「地理的範囲の見直しが容易となる生乳輸送指定団体の集約化」を「生乳輸送の集約化」。「指定団体」を削除で提案したいと思います。

11 番委員

すいません局長、ちょっと聞き漏らしたので、狩猟免許の取得費用の部分、もう 一回お願いします。 事務局長

「狩猟免許取得及び更新費用及び銃の取得費用」。

11 番委員

了解。

26 番委員

要望だけだもの。

議 長

ちょっと休憩します。

(11 時 54 分 暫時休憩)

(11 時 54 分 再開)

再開します。

それでは2番の鳥獣害対策の強化については、ただ今、事務局が朗読したとおり となりますので、このような要請になります。

それから3番目に関しても、「生乳輸送の指定団体集約化」の「指定団体」がなくなりまして、「生乳輸送の集約化」と。そして3行目の「生乳輸送の集約化」に向けてという、ここも指定団体が抜けると。いう事でご理解いただきたいと思います。

はい、以上で2番3番に関してはまとまったと思いますので、この件に関しては以上で終結をしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

議案第6号、第55回岩手県農業委員大会の要請議案については、改正原案となりましたけれども、このとおり、先程示したとおりで決定する事とご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

はい。異議なしと認めます。

よって議案第6号に関しましては、ただ今協議したとおり決定をいたします。 以上をもちまして、本日予定にあります日程の全てを終了いたしました。

【その他】

議 長

家族経営協定アドバイザーりより、家族経営協定締結推進に関わるお願いについての発言を求められています。

昆委員長の説明をお願いいたします。

23 番委員

皆様のお手元に資料があると思います。

お手元に家族経営協定の資料が袋の中に入っていると思います。その中に『家族 経営協定推進にかかる協力依頼』という文書があると思います。

皆様もご存知のとおり、平成 18 年から市の総合計画の中に、家族経営協定の締結数を 150 組を目標に、総合計画の中に入っていますという事で、私達、家族経営協定推進アドバイザーもこの数値を目標にして平成 17 年から取り組んで参りましたが、今年 3 月末で、現在 145 組の締結家族となりました。今年が最終年度、平成22 年度の最終年度、150 組の目標の年であります。私達はこの間の会議の中で、一委員さん一組以上の締結家族の推進をお願いしたいという事で、今年の年度は 20 組の目標ですので、最終的に 150 組を上回る 165 組の目標数値を私達は目標にして

おりますので、なんとか全委員さん、協力して、今までも皆さんから情報提供を頂きながら、このように 145 組という結果を出してきましたので、今年度は最終年度ですので、なんとか 20 組を目標にしております。最終的に 165 組の目標でございますので、なんとか私達に情報提供頂きながら、一緒に推進して頂けますように、よろしくおねがいいたします。

終わります。

議長

ただ今、昆委員長より家族経営協定推進アドバイザー3名を代表してですね、農業委員一人一組の推進をお願いしたいという発言がありました。農業委員会の皆さんには、一人一組以上の推進を是非お願いしたいというように思いますし、その情報提供等を是非アドバイザーの皆さんに知らせて頂きたいというふうに思います。

推進方法についてはですね、事務局の方から説明を頂きたいので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは事務局の方から説明させて頂きます。

今、昆委員さんの方から説明がありましたが、封筒の中に資料を入れております。 お願いの文書の他に家族経営協定参考事例という事で、実際に農家さんに伺った時 に書いて頂く書き込み式の用紙と、あとパンフレット、元気な農業経営、それから 各町毎に、今現在既に締結をされている方々の名簿を入れております。今回の推進 につきましては、こちらの名簿に載っている方々以外の方で、推進の方をお願いし たいと思っております。

ちなみに今後の予定としましては、9月の下旬に遠野テレビのアスト通信の方を活用しまして、家族経営協定の推進をしておりますという事をお知らせします。それから10月から来年度の1月にかけては推進の強化月間という事で、特に力を入れて取り組んで行く事にきめおりますので、その期間に合わせて是非推進の方をして頂ければいいなと思います。

またパンフレットの方をみて頂きたいのですが、こちらの家族経営協定、裏面になります。家族経営協定を締結する事で、様々な支援が受けられますという事になっています。例えば認定農業者、普通であれば一つの家庭から一名の方しか認定にならないんですが、家族経営協定を締結する事で、共同申請を行い、奥さんとか、お子さん、後継者の方が認定農業者になることができます。また農業者年金の部分でも、ある一定の要件を満たす事で国の補助を受ける事ができます。その他に農業改良資金とか、農地のあっせん、エコファーマーなど様々な支援を受ける事ができます。なので特に認定農業者になっている方でまだ家族経営協定を行っていない、例えば認定農業者でなくても家族で農業を経営している、というような方が地区の中でいらっしゃれば、是非この際に薦めて頂いて、家族経営協定の方を締結して頂ければいいなと思っております。

先にお手元に渡しております参考事例書という両面 4 枚綴りのものですが、こちらを例えば今回お願いしたい農家さんに伺って、このような事でという事家族経営協定について説明して頂いて、家族の中でのお話し合いが必要だと思いますので、ある一定の日数置いてから改めて伺って、ここに直接書いて頂くという事で、書いて頂いた後は事務局の方に提出して頂ければ、協定書の案というのをこちらで作成して、2 月には合同調印式をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。以上です。

議長

はい、今事務局の方からご説明頂きました。これについて皆さんの方からご質問 等なにかありませんか。

いずれにしても家族経営協定締結という事は、裏にもあるように様々なメリットがあるのだというふうに思います。これを活用する方も、こういう事だったらばという方もいらっしゃると思いますので、是非皆さんからもお声かけをして頂きたいなと思います。

この中で読んで頂ければ、ああなるほどなと思う事が沢山あるような気がしますので、是非皆さんがこの内容を把握してですね、推進をして頂ければというふうに思います。

皆さんの方からはなにかございませんか。

無ければ以上をもちまして本日の総会の一切を終了したいと思います。

その他、皆さんから何か、よろしいですか。

あとは事務局に移ります。

【閉会】

事務局長

12 時を過ぎてしまいました。皆様には大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、平成22年度第27回になりますが、遠野市農業委員会総会を 終了いたします。

ご苦労様でした。

(12 時 4 分 閉会)

Щ.	<i>→</i>
17.	~

遠野市農業委員会会議規則第32条の2の規定により、ここに署名する。 平成22年8月25日

XX	#	=]	111	辰	:	未	女	•	昗	43 E	
				戸]					30番	
渍	耶	市	農	業	盉	昌	会	会	長		